

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令

平成20年2月5日

本部訓令第1号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令（昭和60年徳島県警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 同時申請等に伴う取扱い（第2条—第4条）

第3章 風俗営業の許可及び相続等の承認等

第1節 風俗営業の許可（第5条—第12条）

第2節 相続又は法人の合併等の承認（第13条—第18条）

第3節 構造及び設備等の変更等（第19条—第25条）

第4節 特例風俗営業者の認定（第26条—第33条）

第5節 簿冊の整備（第34条・第35条）

第4章 遊技機の認定及び変更等

第1節 遊技機の認定（第36条—第39条）

第2節 型式の検定の取消し等（第40条—第42条）

第3節 遊技機の変更（第43条—第46条）

第4節 遊技機認定番号簿等の整備（第47条）

第5章 性風俗関連特殊営業等の届出等

第1節 店舗型性風俗特殊営業の届出等（第48条—第52条）

第2節 無店舗型性風俗特殊営業の届出等（第53条—第55条）

第3節 映像送信型性風俗特殊営業の届出等（第56条・第57条）

第4節 店舗型電話異性紹介営業の届出等（第58条—第61条）

第5節 無店舗型電話異性紹介営業の届出等（第62条・第63条）

第6節 特定遊興飲食店営業の許可及び相続等の承認等（第64条—第68条）

第7節 深夜における酒類提供飲食店営業の届出（第69条・第70条）

第6章 営業者台帳の作成及び管理（第71条）

第7章 監督等（第72条—第79条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和60年総理府令第1号。以下「府令」という。）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）に規定するもののほか、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 この訓令に定めるもののほか、風俗営業又は性風俗関連特殊営業等に係る許可、認定、承認、届出等の事務の処理に係る基本的な取扱いについては別に定める基本処理要領によるものとする。

第2章 同時申請等に伴う取扱い

第2条 署長は、規則第1条第2項又は遊技機規則第1条第2項後段の規定により次の各号に掲げる申請書等を受理したときは、それぞれ当該各号に定める移送通知書により、当該申請書等に係る営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を管轄する署長（以下「管轄署長」という。）に移送するものとする。

(1) 規則第1条第2項第1号から第4号まで及び第6号に規定する申請書 許可等申請書移送通知書（別記様式第2号）

(2) 規則第1条第2項第5号及び第7号から第10号までに規定する届出書 変更等届出書移送通知書（別記様式第3号）

(3) 遊技機規則第1条第2項に規定する申請書 遊技機認定申請書移送通知書（別記様式第4号）

2 署長は、前項の規定により移送した場合であって、この訓令に定めるところにより法第4条第1項（法第31条の23において準用する場合を含む。）の許可の基準に係る調査をしたときは、その結果を当該管轄署長に通知するものとする。

第3条及び第4条 削除

第3章 風俗営業の許可及び相続等の承認等

第1節 風俗営業の許可

(許可申請書に添付する誓約書の様式)

第5条 府令第1条第10号イ及びハに定める書面は、誓約書(管理者用)(別記様式第7号)により求めるものとする。

(管理者の兼任の承認)

第5条の2 規則第37条ただし書の規定による承認(以下この条において単に「承認」という。)の申請は、原則として専任の管理者(法第24条第1項に規定する管理者をいう。以下同じ。)を選任しないこととする営業所の所在地を管轄する署長を経由して行わせるものとする。

2 署長は、承認の申請を受けるときは、管理者兼任承認申請書(別記様式第7号の2)の提出を求めるものとする。

3 署長は、管理者兼任承認申請書の提出を受けたときは、速やかに管理者兼任承認申請調査復命書(別記様式第7号の3)により必要な調査を実施し、その結果に基づき承認に係る審査を行い、管理者兼任承認申請上申書(別記様式第7号の4)に、管理者兼任承認申請書、管理者兼任承認申請調査復命書その他関係書類のそれぞれの写しを添えて、許可事務指導室長を経由して生活安全部長に承認の上申をするものとする。

4 許可事務指導室長は、生活安全部長が承認をすることが適当と認めるときは管理者兼任承認通知書(別記様式第7号の5)を、承認をしないときは管理者兼任不承認通知書(別記様式第7号の6)を作成し、当該署長を経由して速やかに当該管理者兼任承認申請書を提出した者に交付するものとする。

5 前項の場合において、署長は管理者兼任不承認通知書を交付するときは、管理者兼任不承認通知書受領書(別記様式第7号の7)を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

(風俗営業の許可の審査等)

第6条 署長は、規則第9条第1項に規定する許可申請書(以下単に「許可申請書」という。)を受理したときは、速やかに当該許可申請書及び添付書類のそれぞれの写し(府令第1条第10号ニに規定する写真(以下単に「写真」という。))にあつては、原本1葉)を許可事務指導室長へ送付するものとする。

2 署長は、前項の許可申請書を受理したときは、速やかに風俗営業営業所構造設備等調査書(別記様式第7号の8)により当該風俗営業営業所に係る必要な調査を実施し、その結

果を許可事務指導室長へ送付するものとする。

- 3 許可事務指導室長は、第1項の規定により書類の写しの送付を受けたときは、速やかに風俗営業許可申請調査復命書（別記様式第8号）により必要な調査を実施するとともに、前項の規定により送付を受けた調査結果と併せて、法第3条第1項の許可（以下「風俗営業の許可」という。）に係る審査を行うものとする。
- 4 許可事務指導室長は、前項の場合において、風俗営業の許可の申請が第1号に掲げる事項のいずれかに該当するとき又は審査の結果が第2号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、許可申請書及びその添付書類のそれぞれの写し（写真を除く。）、風俗営業許可申請調査復命書、風俗営業営業所構造設備等調査書それぞれの写しその他関係書類に意見を付した書類を添えて、速やかに生活安全部長に風俗営業の許可に係る上申を行うものとする。

(1) 風俗営業の許可の申請

ア 法第2条第1項第4号の営業（ぱちんこ屋及び政令第8条に規定するものに限る。）に係る許可の申請であるとき。

イ 法第4条第3項の規定による風俗営業の営業所の滅失に伴う許可の申請であるとき。

(2) 審査の結果

ア 法第3条第2項の規定による許可の条件を付加する必要があると認められるとき。

イ 法第4条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当するとき。

ウ 法第11条に規定する名義貸しの禁止に抵触する疑いがあるとき。

（許可事務指導室長専決に係る風俗営業の許可）

第7条 許可事務指導室長は、前条第3項の審査の結果、法第4条第1項各号又は第2項各号のいずれにも該当せず、かつ、風俗営業の許可をすることが適当であると認めるときは、速やかに許可申請書を受理した署長（以下「許可申請書受理署長」という。）を經由して許可申請書を提出した者（以下この条、次条及び第9条において「申請者」という。）にその旨を通知するとともに、規則第10条第1項に規定する営業許可証（以下この章において「許可証」という。）及び同条第3項に規定する風俗営業管理者証（以下この章において「管理者証」という。）を作成し、許可申請書受理署長に、これを送付するものとする。

- 2 許可申請書受理署長は、前項の規定により許可証及び管理者証の送付を受けたときは、申請者にこれを交付するものとする。

(生活安全部長専決に係る風俗営業の許可等)

第8条 生活安全部長は、第6条第4項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、風俗営業の許可をすることが適当であると認めるときはその旨を許可事務指導室長を経由して許可申請書受理署長に通知するものとする。この場合において、許可事務指導室長は、許可証及び管理者証を作成し、当該許可申請書受理署長に送付するものとする。

2 許可申請書受理署長は、前項の規定による通知並びに許可証及び管理者証の送付を受けたときは、申請者への通知並びに許可証及び管理者証の交付を行うものとする。

3 生活安全部長は、第1項の規定による審査の結果、風俗営業の許可をしないことが適当であると認めるときは当該書類に意見を付した書類を添えて、公安委員会に風俗営業の不許可に係る上申を行うものとする。

(風俗営業の許可をしない旨の通知)

第9条 規則第11条に規定する風俗営業の許可をしない旨の理由を付した書面は、不許可通知書(別記様式第9号)とする。

2 許可事務指導室長は、公安委員会が風俗営業の許可をしないときは、不許可通知書を作成し、許可申請書受理署長に送付するものとする。

3 許可申請書受理署長は、不許可通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、受領書(甲)(別記様式第10号)を徴するものとする。

(許可の条件の付加及び変更)

第10条 生活安全部長は、法第3条第2項の規定による風俗営業の許可に係る条件の付加及び変更を行うときは、許可事務指導室長に許可条件付加・変更通知書(別記様式第11号)を作成させ、当該条件の付加又は変更を行う風俗営業の営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

2 署長は、許可条件付加・変更通知書の送付を受けたときは、速やかに当該条件の付加又は変更を行う風俗営業者に通知するとともに、交付している許可証の提出を求め、当該許可証の裏面に付加又は変更した条件を記載するものとする。

3 前項の場合において、許可条件付加・変更通知書を通知するときは、受領書(甲)を徴するものとする。

(許可証の再交付)

第11条 署長は、規則第12条に規定する許可証再交付申請書を受領したときは、速やかに新たな許可証を作成し、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(管理者証の再交付)

第12条 署長は、管理者証を交付している者から当該管理者証を亡失し、又は当該管理者証が滅失したとして管理者証の再交付を受けたい旨の申し出があったときは、風俗営業管理者証再交付申請書（別記様式第12号）及び写真2葉の提出を求めるものとする。

2 署長は、風俗営業管理者証再交付申請書を受理したときは、速やかに新たな管理者証を作成し、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

第2節 相続又は法人の合併等の承認

(承認申請書に添付する誓約書の様式)

第13条 規則第14条第3項第2号及び規則第15条第3項第2号に規定する府令第1条第7号ロの書類にあっては誓約書（合併・分割法人用）（別記様式第13号）により、規則第14条第3項第3号及び規則第15条第3項第3号に規定する該当しないことを誓約する書面にあっては誓約書（役員就任予定者用）（別記様式第13号の2）により求めるものとする。

(相続又は法人の合併等の承認に係る上申)

第14条 署長は、次に掲げるいずれかの申請書（以下この条、次条及び第16条において単に「申請書」という。）を受理したときは、速やかに当該申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- (1) 規則第13条第1項に規定する相続承認申請書
- (2) 規則第14条第1項に規定する合併承認申請書
- (3) 規則第15条第1項に規定する分割承認申請書

2 許可事務指導室長は、前項の規定により書類の写しの送付を受けたときは、相続・合併・分割承認申請調査復命書（別記様式第14号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき、法第7条から第7条の3までに規定する相続の承認又は法人の合併若しくは分割の承認（以下「相続等の承認」という。）に係る審査を行うものとする。

3 許可事務指導室長は、前項の規定により審査を行ったときは、当該審査を行った書類に意見を付した書類を添えて、生活安全部長に相続等の承認に係る上申を行うものとする。

4 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、相続等の承認をしないことが適当であると認めるときは、当該書類に意見を付した書類を添えて、公安委員会に相続等の不承認に係る上申を行うものとする。

(相続等の承認をする旨の通知)

第15条 規則第16条第1項の規定による相続等の承認に関する通知は、相続・合併・分割

承認通知書（別記様式第15号）により行うものとする。

2 許可事務指導室長は、生活安全部長が相続等の承認をすることが適当であると認めるときは、速やかに相続・合併・分割承認通知書を作成し、当該申請書を受理した署長に送付するものとする。

3 署長は、相続・合併・分割承認通知書の送付を受けたときは、速やかに申請書を提出した者（次条において「申請者」という。）に通知するものとする。

（相続等の承認をしない旨の通知等）

第16条 規則第16条第2項に規定する相続等の承認をしない旨の理由を付した書面は、相続等不承認通知書（別記様式第16号）とする。

2 許可事務指導室長は、公安委員会が相続等の承認をしないときは、相続等不承認通知書を作成し、当該申請書を受理した署長に送付するものとする。

3 署長は、相続等不承認通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、受領書（甲）を徴するものとする。

（相続等の承認に伴う許可証の書換え）

第17条 署長は、規則第17条に規定する許可証書換え申請書及び書換えを受ける許可証を受理したときは、速やかに当該許可証の書換えを行い、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（許可証の返納に係る移送）

第18条 署長は、規則第18条後段又は規則第23条第1項後段の規定により他の署長が所管する風俗営業の営業所に係る許可証（同項後段の規定による許可証の返納にあっては、同条第2項に規定する返納理由書を含む。）を受理したときは、速やかに返納理由書等移送通知書（別記様式第17号）により、当該許可証に係る風俗営業の営業所を管轄する署長に移送するものとする。

第3節 構造及び設備等の変更等

（構造等の変更に係る審査）

第19条 署長は、規則第19条第1項に規定する変更承認申請書（以下単に「変更承認申請書」という。）を受理したときは、速やかに構造等変更承認申請調査復命書（別記様式第18号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき、法第9条第2項に規定する構造及び設備の変更の承認（以下「構造等の変更の承認」という。）に係る審査を行うものとする。この場合において、当該審査を行う際に疑義が生じたときは、その都度、許可事務指導室長と協議するものとする。

(構造等の変更を承認する旨の通知)

第20条 規則第22条において準用する規則第16条第1項の規定による構造等の変更の承認をする旨の通知は、構造等変更承認通知書(別記様式第19号)により行うものとする。

- 2 署長は、前条の審査の結果、その変更に係る構造及び設備が法第4条第2項第1号の技術上の基準(次条において単に「技術上の基準」という。)及び法第3条第2項の規定により公安委員会が付した条件(以下「追加・変更許可条件」という。)に適合していると認めるときは、速やかに構造等変更承認通知書を作成し、変更承認申請書を提出した者(第22条において「申請者」という。)に通知するものとする。

(構造等の変更の不承認に係る上申)

第21条 署長は、第19条の審査の結果、技術上の基準に適合しないと認めるとき又は追加・変更許可条件に適合しないと認めるときは、変更承認申請書及びその添付書類のそれぞれの写し、構造等変更承認申請調査復命書の写しその他関係書類に意見を付した書類を添えて、速やかに許可事務指導室長を経由して本部長に構造等の変更の不承認に係る上申を行うものとする。

(構造等の変更を承認しない旨の通知)

第22条 規則第22条において準用する規則第16条第2項の規定による構造等の変更の承認をしない旨の理由を付した書面は、構造等変更不承認通知書(別記様式第20号)とする。

- 2 許可事務指導室長は、本部長が構造等の変更の承認をしないときは、構造等変更不承認通知書を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。
- 3 署長は、構造等変更不承認通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、受領書(甲)を徴するものとする。

(軽微な変更等の届出等)

第23条 署長は、法第9条第3項第1号又は第2号に係る規則第20条第1項に規定する変更届出書(以下この条及び次条において単に「変更届出書」という。)を受理したときは、当該変更届出書を提出した風俗営業者に係る風俗営業者台帳(第35条に規定する風俗営業者台帳をいう。第31条において同じ。)と照合し、当該変更届出書に記載された変更事項を確認するものとする。

- 2 前項の場合において、当該変更事項が法第5条第1項第5号又は第6号に掲げる事項の変更であるときは、署長は、役員・管理者変更届出調査復命書(別記様式第21号)に基づき必要な調査を実施し、当該変更に係る審査を行うものとする。

(管理者証の書換え等)

第24条 署長は、前条第2項の審査の結果、変更届出書に記載された変更後の管理者が法第24条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、速やかに当該管理者に係る管理者証を新たに作成し、又は規則第20条第3項の規定により提出を受けた管理者証の書換えを行い、当該変更届出書を提出した者に交付するものとする。

2 署長は、変更届出書を受理する場合において、当該変更届出書に記載された変更事項が法第5条第1項第2号（営業所の名称に限る。）に掲げる事項であるときは、交付した管理者証の提出を求め、速やかにその書換えを行い、当該変更届出書を提出した者に交付するものとする。

（許可証の書換え）

第25条 第17条の規定は、規則第22条において準用する規則第17条に規定する許可証書換え申請書及び書換えを受ける許可証を受理した場合の許可証の書換えについて準用する。

2 署長は、前項において準用する第17条の規定により許可証の書換えを行う場合において、必要と認めるときは、当該許可証の書換えに係る事実を疎明する書類の提出を求めるものとする。

第4節 特例風俗営業者の認定

（認定申請書に添付する誓約書の様式）

第26条 府令第5条第2号に規定する書面は、誓約書（特例認定用）（別記様式第22号）により求めるものとする。

（特例風俗営業者の認定に係る審査）

第27条 署長は、規則第25条に規定する認定申請書（以下この節において単に「認定申請書」という。）を受理したときは、速やかに認定申請書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長へ送付するものとする。

2 許可事務指導室長は、前項の規定により書類の写しの送付を受けたときは、速やかに特例認定申請調査復命書（別記様式第23号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき、法第10条の2第1項に規定する特例を受けるべき風俗営業業者（以下「特例風俗営業業者」という。）の認定に係る審査を行うものとする。

3 許可事務指導室長は、前項の規定による審査の結果、認定申請書を提出した者（次条及び第30条において「申請者」という。）が法第10条の2第1項第1号及び第2号並びに第3号の規定による規則第24条に規定する基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも該当すると認めるときは、特例風俗営業業者の認定をするものとする。

（特例風俗営業業者を認定する旨の通知及び認定証の交付）

第28条 許可事務指導室長は、前条第3項の規定により認定をしたときは、速やかに認定申請書を受理した署長を経由して申請者にその旨を通知するとともに、規則第26条第1項に規定する認定証（以下単に「認定証」という。）を作成し、これを当該署長へ送付するものとする。

2 署長は、前項の規定により認定証の送付を受けたときは、申請者にこれを交付するものとする。

（特例風俗営業者の不認定等に係る上申）

第29条 許可事務指導室長は、第27条第2項の規定による審査の結果、認定基準のいずれかに該当しないと認めるときは、当該審査を行った書類に意見を付した書類を添えて、速やかに本部長に特例風俗営業者の不認定に係る上申を行うものとする。

（特例風俗営業者の認定をしない旨の通知）

第30条 規則第26条第3項において準用する規則第11条に規定する理由を付した書面は、特例不認定通知書（別記様式第24号）とする。

2 許可事務指導室長は、本部長が特例風俗営業者の認定をしないときは、特例不認定通知書を作成し、当該認定申請書を受理した署長に送付するものとする。

3 署長は、特例不認定通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、受領書（甲）を徴するものとする。

（変更の届出）

第31条 署長は、規則第21条において準用する規則第20条第1項に規定する変更届出書を受理したときは、当該変更届出書を提出した特例風俗営業者に係る風俗営業者台帳と照合し、当該変更届出書に記載された変更事項を確認するものとする。

（認定証の再交付）

第32条 署長は、規則第26条第3項に規定する認定証再交付申請書を受理したときは、速やかに新たな認定証を作成し、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

（認定証の返納に係る移送）

第33条 署長は、規則第26条第3項において準用する規則第23条第1項後段の規定により他の署長が所管する特例風俗営業者の営業所に係る認定証及び同条第2項の規定による返納理由書を受理したときは、速やかに返納理由書等移送通知書により、当該認定証に係る特例風俗営業者の営業所を管轄する署長に移送するものとする。

第5節 簿冊の整備

（営業許可番号簿等による交付状況の管理）

第34条 許可事務指導室長は、営業許可番号簿（別記様式第25号）及び特例風俗営業者認定番号簿（別記様式第26号）を備え付け、それぞれ許可証及び認定証の交付状況を管理するものとする。

（風俗営業者台帳の作成及び管理）

第35条 許可事務指導室長は、第7条及び第8条の規定により許可証を作成したときは、次の各号に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により風俗営業者台帳を2部作成し、1部を許可事務指導室において管理し、他の1部を当該許可証に係る署長に送付するものとする。

(1) 法第2条第1項第1号から第3号までの営業 別記様式第27号

(2) 法第2条第1項第4号及び第5号の営業 別記様式第28号

2 許可事務指導室長は、風俗営業者台帳の記載事項に変更等があったときは、その都度、必要な整理を行うものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第4章 遊技機の認定及び変更等

第1節 遊技機の認定

（遊技機の認定に係る上申）

第36条 署長は、遊技機規則第1条第1項に規定する認定申請書（以下この条及び次条において単に「認定申請書」という。）を受理したときは、速やかに遊技機認定申請調査復命書（別記様式第29号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき、法第20条第2項の認定（以下この節において「遊技機の認定」という。）に係る審査を行うものとする。

2 署長は、前項の審査の結果を遊技機認定上申書（別記様式第30号）に記載し、認定申請書及びその添付書類のそれぞれの写し、遊技機認定申請調査復命書の写しその他関係書類を添えて、速やかに許可事務指導室長に遊技機の認定に係る上申を行うものとする。

（遊技機の認定等）

第37条 許可事務指導室長は、前条の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、法第4条第4項の規定による規則第8条に規定する著しく射幸心をそそるおそののある遊技機の基準（以下単に「遊技機の基準」という。）に該当しないとして遊技機の認定をしたときは、速やかに遊技機規則第3条第2項に規定する認定通知書を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

2 署長は、前項の認定通知書の送付を受けたときは、速やかに認定申請書を提出した者（次条において「申請者」という。）に通知するものとする。

（遊技機の不認定に係る上申等）

第38条 許可事務指導室長は、前条第1項の審査の結果、遊技機の基準に該当すると認めるときは、当該審査を行った書類に意見を付した書類を添えて、本部長に遊技機の不認定に係る上申を行うものとする。

2 許可事務指導室長は、本部長が遊技機の認定をしなかったときは、遊技機規則第3条第3項に規定する不認定通知書を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

3 署長は、前項の不認定通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、受領書（乙）（別記様式第31号）を徴するものとする。

（遊技機の認定の取消し）

第39条 許可事務指導室長及び署長は、遊技機規則第5条第1項各号に掲げる事実が判明し、遊技機の認定を取り消す必要があると認めるときは、その事実を疎明する書類に理由を付した書面を添えて、速やかに本部長に上申するものとする。この場合において、署長が上申するときは、許可事務指導室長を経由して行うものとする。

2 許可事務指導室長は、本部長が認定を取り消したときは、遊技機規則第5条第3項に規定する認定取消通知書を作成し、当該上申をした署長又は当該通知書に記載する営業所の所在地を管轄する署長に送付するものとする。

3 署長は、前項の認定取消通知書の送付を受けたときは、速やかに当該遊技機の認定を受けた者に通知するものとする。この場合においては、受領書（乙）を徴するものとする。

第2節 型式の検定の取消し等

（確認証明書の書換え）

第40条 許可事務指導室長は、遊技機規則第7条の2第4項に規定する変更届出書を受理したときは、当該変更届出書に記載された変更事項を確認し、交付した確認証明書（同条第3項に規定する確認証明書をいう。以下同じ。）を書き換える必要があると認めるときは、当該確認証明書の提出を求め、速やかにその書換えを行い、当該変更届出書を提出した者に交付するものとする。

（遊技機の確認の取消し）

第41条 許可事務指導室長は、遊技機規則第7条の2第1項の確認（以下この条において単に「確認」という。）を受けた製造業者が同条第6項各号のいずれかに該当するとして確認を取り消す必要があると認めるときは、その事実を疎明する書類に理由を付した書面を添えて、速やかに本部長に上申するものとする。

2 許可事務指導室長は、本部長が確認を取り消したときは、遊技機規則第7条の2第7項に規定する確認取消通知書を作成し、当該確認を受けた者に通知するものとする。この場

合においては、受領書（乙）を徴するものとする。

（型式の検定の取消し）

第42条 許可事務指導室長は、遊技機規則第11条第1項に規定する事項が判明したとき又は同条第2項各号のいずれかに該当するとして法第20条第4項の検定（以下この条において単に「検定」という。）を取り消す必要があると認めるときは、その事実を疎明する書類に理由を付した書面を添えて、速やかに本部長に上申するものとする。

2 許可事務指導室長は、本部長が検定を取り消したときは、遊技機規則第11条第4項に規定する検定取消通知書（以下単に「検定取消通知書」という。）を作成し、当該検定を受けた者に通知するとともに、同項の規定による検定を取り消した旨の公示を行うものとする。

3 前項の場合において、検定取消通知書の通知を行うときは、受領書（乙）を徴するものとする。

第3節 遊技機の変更

（遊技機の変更に係る審査）

第43条 署長は、法第20条第10項において準用する規則第19条第1項に規定する変更承認申請書（次条及び第45条において単に「変更承認申請書」という。）を受領したときは、速やかに遊技機変更承認申請調査復命書（別記様式第32号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき、法第20条第10項において準用する法第9条第1項の遊技機の変更の承認（以下単に「遊技機の変更の承認」という。）に係る審査を行うものとする。この場合において、当該審査を行う際に疑義が生じたときは、その都度、許可事務指導室長と協議するものとする。

（遊技機の変更を承認する旨の通知）

第44条 規則第22条において準用する規則第16条第1項の規定による遊技機の変更の承認をする旨の通知は、遊技機変更承認通知書（別記様式第33号）により行うものとする。

2 署長は、前条の審査の結果、遊技機の基準に該当せず、かつ、追加・変更許可条件に適合するとして遊技機の変更の承認をしたときは、速やかに遊技機変更承認通知書を作成し、変更承認申請書を提出した者（第46条において「申請者」という。）に通知するものとする。

（遊技機の変更の不承認に係る上申）

第45条 署長は、第43条の審査の結果、遊技機の基準に該当すると認めるとき又は追加・変更許可条件に適合しないと認めるときは、変更承認申請書及びその添付書類のそれぞれ

の写し、遊技機変更承認申請調査復命書の写しその他関係書類に意見を付した書類を添えて、速やかに許可事務指導室長を経由して本部長に遊技機の変更の不承認に係る上申を行うものとする。

(遊技機の変更を承認しない旨の通知)

第46条 規則第22条において準用する規則第16条第2項の規定による遊技機の変更を承認しない旨の理由を付した書面は、遊技機変更不承認通知書(別記様式第34号)とする。

2 許可事務指導室長は、本部長が遊技機の変更の承認をしないときは、遊技機変更不承認通知書を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

3 署長は、遊技機変更不承認通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。この場合においては、受領書(甲)を徴するものとする。

第4節 遊技機認定番号簿等の整備

第47条 許可事務指導室長は、許可事務指導室に次の各号に掲げる番号簿を備え付け、認定等に係る事務の状況について管理するものとする。

- (1) 遊技機認定番号簿(別記様式第35号)
- (2) 遊技機確認証明書交付番号簿(別記様式第36号)
- (3) 遊技機検定番号簿(別記様式第37号)

第5章 性風俗関連特殊営業等の届出等

第1節 店舗型性風俗特殊営業の届出等

(店舗型営業届出確認書の交付に係る審査)

第48条 署長は、規則第41条第1項に規定する店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書(以下「店舗型営業開始届出書」という。)を受理したときは、速やかに店舗型性風俗特殊営業等届出調査復命書(別記様式第38号。以下「店舗型営業等届出調査復命書」という。)により必要な調査を実施し、その結果に基づき、規則第44条第1項に規定する店舗型性風俗特殊営業届出確認書(以下「店舗型営業届出確認書」という。)の交付に係る審査を行うものとする。この場合において、当該審査を行う際に疑義が生じたときは、その都度、許可事務指導室長と協議するものとする。

(店舗型営業届出確認書の交付)

第49条 署長は、前条の審査の結果、店舗型営業開始届出書に係る営業所が、法第28条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年徳島県条例第45号。以下「条例」という。)第9条及び条例第10条第1項の規定により店舗型性風俗特殊営業を営んではならないこととされる区域

又は地域（以下「店舗型性風俗特殊営業禁止区域等」という。）にはないと認めるときは、速やかに店舗型営業届出確認書を作成し、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

（店舗型営業届出確認書の不交付に係る上申等）

第50条 署長は、第48条の審査の結果、店舗型営業開始届出書に係る営業所が店舗型性風俗特殊営業禁止区域等にあると認めるときは、当該届出書及びその添付書類のそれぞれの写し、店舗型営業等届出調査復命書の写しその他関係書類に意見を付した書類を添えて、速やかに許可事務指導室長を経由して生活安全部長に店舗型営業届出確認書の不交付に係る上申を行うものとする。

2 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、店舗型営業届出確認書を交付しないこととしたときは、許可事務指導室長に規則第44条第2項に規定する届出確認書不交付通知書を作成させ、当該上申に係る署長に送付するものとする。

3 署長は、前項の届出確認書不交付通知書の送付を受けたときは、速やかに店舗型営業開始届出書を提出した者に交付するものとする。この場合においては、受領書（丙）（別記様式第39号）を徴するものとする。

（届出事項の変更に伴う店舗型営業届出確認書の交付）

第51条 署長は、規則第42条第1項に規定する変更届出書とともに、交付している店舗型営業届出確認書を受領したときは、速やかに新たな店舗型営業届出確認書を作成し、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

（店舗型営業届出確認書の再交付）

第52条 署長は、規則第45条に規定する届出確認書再交付申請書を受領したときは、速やかに新たな店舗型営業届出確認書を作成し、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

第2節 無店舗型性風俗特殊営業の届出等

（無店舗型営業届出確認書の交付等）

第53条 署長は、規則第52条第1項に規定する無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書（以下「無店舗型営業開始届出書」という。）を受領したときは、速やかに規則第55条第1項に規定する無店舗型性風俗特殊営業届出確認書（以下「無店舗型営業届出確認書」という。）を作成し、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受領した無店舗型営業開始届出書に受付所（法第31条の2第1項第7号に規定する受付所をいう。以下同じ。）を設ける旨が記載されているときは、

署長は、速やかに店舗型営業等届出調査復命書により必要な調査を実施し、その結果に基づき、無店舗型営業届出確認書の交付に係る審査を行うものとする。この場合において、当該審査を行う際に疑義が生じたときは、その都度、許可事務指導室長と協議するものとする。

- 3 署長は、前項の審査の結果、無店舗型営業開始届出書に記載する受付所が法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例第9条及び条例第10条第2項の規定により、受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。以下同じ。）を営んではならないこととされる区域又は地域（以下「受付所営業禁止区域等」という。）にないと認めるときは、第1項の規定に準じて無店舗型営業届出確認書の作成及び交付を行うものとする。

（無店舗型営業届出確認書の不交付に係る上申等）

第54条 署長は、前条第2項の審査の結果、無店舗型営業開始届出書に記載する受付所が受付所営業禁止区域等にあると認めるときは、当該届出書及びその添付書類のそれぞれの写し、店舗型営業等届出調査復命書の写しその他関係書類に意見を付した書類を添えて、速やかに許可事務指導室長を経由して生活安全部長に無店舗型営業届出確認書の不交付に係る上申を行うものとする。

- 2 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、無店舗型営業届出確認書を交付しないこととしたときは、許可事務指導室長に規則第55条第2項において準用する規則第44条第2項に規定する届出確認書不交付通知書を作成させ、当該上申に係る署長に送付するものとする。
- 3 署長は、前項の届出確認書不交付通知書の送付を受けたときは、速やかに無店舗型営業開始届出書を提出した者に交付するものとする。この場合においては、受領書（丙）を徴するものとする。

（届出事項の変更に伴う無店舗型営業届出確認書の交付等）

第55条 署長は、規則第53条に規定する変更届出書（以下「無店舗型営業変更届出書」という。）とともに、交付している無店舗型営業届出確認書を受領したときは、速やかに新たな無店舗型営業届出確認書を作成し、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

- 2 第53条（第1項を除く。）及び前条の規定は、届出事項の変更に伴う無店舗型営業届出確認書の交付について準用する。この場合において、第53条（第1項を除く。）及び前条中「無店舗型営業開始届出書」とあるのは「無店舗型営業変更届出書」と、前条中「前条第2項」とあるのは「第55条第2項において準用する第53条第2項」と読み替えるも

のとする。

3 第52条の規定は、無店舗型営業届出確認書の再交付について準用する。この場合において、「規則第45条」とあるのは「規則第55条第2項において準用する規則第45条」と読み替えるものとする。

第3節 映像送信型性風俗特殊営業の届出等

(映像送信型営業届出確認書の交付)

第56条 署長は、規則第58条第1項に規定する映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書を受理したときは、速やかに規則第61条第1項に規定する映像送信型性風俗特殊営業届出確認書（以下「映像送信型営業届出確認書」という。）を作成し、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

(届出事項の変更に伴う映像送信型営業届出確認書の交付等)

第57条 第51条の規定は、届出事項の変更に伴う映像送信型営業届出確認書の交付について、第52条の規定は、映像送信型営業届出確認書の再交付について準用する。この場合において、第51条及び第52条中「店舗型営業届出確認書」とあるのは「映像送信型営業届出確認書」と、第51条中「規則第42条第1項」とあるのは「規則第59条」と、第52条中「規則第45条」とあるのは「規則第61条第2項において準用する規則第45条」と読み替えるものとする。

第4節 店舗型電話異性紹介営業の届出等

(店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付に係る審査)

第58条 署長は、規則第63条第1項に規定する店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書（以下「店舗型電話異性紹介営業開始届出書」という。）を受理したときは、速やかに店舗型営業等届出調査復命書により必要な調査を実施し、その結果に基づき、規則第66条第1項に規定する店舗型電話異性紹介営業届出確認書（以下単に「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。）の交付に係る審査を行うものとする。この場合において、当該審査を行う際に疑義が生じたときは、その都度、許可事務指導室長と協議するものとする。

(店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付)

第59条 署長は、前条の審査の結果、店舗型電話異性紹介営業開始届出書に係る営業所が法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例第9条及び条例第10条の2の規定により店舗型電話異性紹介営業を営んではならないとされる区域又は地域（以下「店舗型電話異性紹介営業禁止区域等」という。）にないと認めるときは、速やかに店舗型電話異性紹介営業届出確認書を作成し、当該届出書

を提出した者に交付するものとする。

(店舗型電話異性紹介営業届出確認書の不交付に係る上申等)

第60条 署長は、第58条の審査の結果、店舗型電話異性紹介営業開始届出書に係る営業所が店舗型電話異性紹介営業禁止区域等にあると認めるときは、当該届出書及びその添付書類のそれぞれの写し、店舗型営業等届出調査復命書の写しその他関係書類に意見を付した書類を添えて、速やかに許可事務指導室長を経由して生活安全部長に店舗型電話異性紹介営業届出確認書の不交付に係る上申を行うものとする。

2 生活安全部長は、前項の規定により上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、店舗型電話異性紹介営業届出確認書を交付しないこととしたときは、許可事務指導室長に規則第66条第2項において準用する規則第44条第2項に規定する届出確認書不交付通知書を作成させ、当該上申に係る署長に送付するものとする。

3 署長は、前項の届出確認書不交付通知書の送付を受けたときは、速やかに店舗型電話異性紹介営業開始届出書を提出した者に交付するものとする。この場合においては、受領書(丙)を徴するものとする。

(届出事項の変更に伴う店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第61条 第51条の規定は、届出事項の変更に伴う店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付について、第52条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について準用する。この場合において、第51条及び第52条中「店舗型営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、第51条中「規則第42条第1項」とあるのは「規則第64条において準用する規則第42条第1項」と、第52条中「規則第45条」とあるのは「規則第66条第2項において準用する規則第45条」と読み替えるものとする。

第5節 無店舗型電話異性紹介営業の届出等

(無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付)

第62条 署長は、規則第69条第1項に規定する無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書を受領したときは、速やかに規則第72条第1項に規定する無店舗型電話異性紹介営業届出確認書(以下単に「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)を作成し、当該届出書を提出した者に交付するものとする。

(届出事項の変更に伴う無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第63条 第51条の規定は、届出事項の変更に伴う無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付について、第52条の規定は、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について準用する。この場合において、第51条及び第52条中「店舗型営業届出確認書」とある

のは「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、第51条中「規則第42条第1項」とあるのは「規則第70条」と、第52条中「規則第45条」とあるのは「規則第72条第2項において準用する規則第45条」と読み替えるものとする。

第6節 特定遊興飲食店営業の許可及び相続等の承認等

(特定遊興飲食店営業の許可に係る準用)

第64条 第5条から第12条までの規定は、特定遊興飲食店営業の許可について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|--------------|--|---|
| 第5条 | 府令第1条第10号イ及びハ | 府令第17条において準用する府令第1条第10号イ及びハ |
| 第5条の2 第1項 | 規則第37条 | 規則第97条第1項において準用する規則第37条 |
| | 法第24条第1項 | 法第31条の23において準用する法第24条第1項 |
| 第6条第1 項 | 規則第9条第1項 | 規則第77条第1項 |
| | 府令第1条第10号ニ | 府令第17条において準用する府令第1条第10号ニ |
| 第6条第2 項 | 風俗営業営業所構造設備等調査書(別記様式第7号の8) | 特定遊興飲食店営業営業所構造設備等調査書(別記様式第39号の2) |
| 法6条第3 項 | 風俗営業許可申請調査復命書(別記様式第8号) | 特定遊興飲食店営業許可申請調査復命書(別記様式第40号) |
| 第6条第4 項 | 風俗営業許可申請調査復命書 | 特定遊興飲食店営業許可申請調査復命書 |
| | 法第2条第1項第4号の営業(ぱちんこ屋及び政令第8条に規定するものに限る。)に係る許可の申請 | 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号に規定するホテル等内適合営業所 |
| | 法第4条第3項の規定による風俗営業 | 法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定による特定遊興飲食店営業 |
| | 法第3条第2項 | 法第31条の23において準用する法第3条第2項 |

| | | |
|-------------|--------------------------|----------------------------------|
| | 法第4条第1項各号又は第2項各号 | 法第31条の23において準用する法第4条第1項各号又は第2項各号 |
| | 法第11条 | 法第31条の23において準用する法第11条 |
| 第7条 | 法第4条第1項各号又は第2項各号 | 法第31条の23において準用する法第4条第1項各号又は第2項各号 |
| | 規則第10条第1項 | 規則第78条第1項 |
| | 同条第3項に規定する風俗営業管理者証 | 同条第2項に規定する特定遊興飲食店営業管理者証 |
| 第9条第1項 | 規則第11条 | 規則第79条において準用する規則第11条 |
| | 不許可通知書（別記様式第9号） | 特定遊興飲食店営業不許可通知書（別記様式第41号） |
| 第9条第2項及び第3項 | 不許可通知書 | 特定遊興飲食店営業不許可通知書 |
| 第10条第1項 | 法第3条第2項 | 法第31条の23において準用する法第3条第2項 |
| 第11条 | 規則第12条 | 規則第80条において準用する規則第12条 |
| 第12条第1項 | 風俗営業管理者証再交付申請書（別記様式第12号） | 特定遊興飲食店営業管理者証再交付申請書（別記様式第42号） |
| 第12条第2項 | 風俗営業管理者証再交付申請書 | 特定遊興飲食店営業管理者証再交付申請書 |

（特定遊興飲食店営業の相続又は法人の合併等の承認に係る準用）

第65条 第13条から第18条までの規定は、特定遊興飲食店営業の相続又は法人の合併等の承認について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------|----------------------------|--------------------------------------|
| 第13条 | 規則第14条第3項第2号及び規則第15条第3項第2号 | 規則第82条及び規則第83条において準用する規則第14条第3項第2号及び |
|------|----------------------------|--------------------------------------|

| | | |
|---------|-----------------------------|---|
| | | 規則第15条第3項第2号 |
| | 規則第14条第3項第3号及び規則第15条第3項第3号 | 規則第82条及び規則第83条において準用する規則第14条第3項第3号及び規則第15条第3項第3号 |
| 第14条第1項 | 規則第13条第1項 | 規則第81条において準用する規則第13条第1項 |
| | 規則第14条第1項 | 規則第82条において準用する規則第14条第1項 |
| | 規則第15条第1項 | 規則第83条において準用する規則第15条第1項 |
| 第14条第2項 | 相続・合併・分割承認申請調査復命書（別記様式第14号） | 特定遊興飲食店営業相続・合併・分割承認申請調査復命書（別記様式第43号） |
| | 法第7条から第7条の3まで | 法第31条の23において準用する法第7条から第7条の3まで |
| 第15条第1項 | 規則第16条第1項 | 規則第84条において準用する規則第16条第1項 |
| 第16条第1項 | 規則第16条第2項 | 規則第84条において準用する規則第16条第2項 |
| 第17条 | 規則第17条 | 規則第85条において準用する規則第17条 |
| 第18条 | 規則第18条後段又は規則第23条第1項後段 | 規則第86条において準用する規則第18条後段又は規則第91条において準用する規則第23条第1項後段 |

（特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備等の変更等に係る準用）

第66条 第19条から第25条までの規定は、特定遊興飲食店営業の営業所の構造及び設備等の変更等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------|-----------|---------------------|
| 第19条 | 規則第19条第1項 | 規則第87条第1項 |
| | 法第9条第2項 | 法第31条の23において準用する法第9 |

| | | |
|---------|-----------------------------|---|
| | | 条第2項 |
| 第20条第1項 | 規則第22条 | 規則第90条 |
| 第20条第2項 | 法第4条第2項第1号 | 法第31条の23において準用する法第4条第2項第1号 |
| | 法第3条第2項 | 法第31条の23において準用する法第3条第2項 |
| 第22条 | 規則第22条 | 規則第90条 |
| 第23条第1項 | 法第9条第3項第1号又は第2号に係る規則第20条第1項 | 法第31条の23において準用する法第9条第3項第1号又は第2号に係る規則第88条第1項 |
| | 風俗営業者に係る風俗営業者台帳 | 特定遊興飲食店営業者に係る特定遊興飲食店営業者台帳 |
| | 風俗営業者台帳 | 特定遊興飲食店営業者台帳 |
| 第23条第2項 | 法第5条第1項第5号又は第6号 | 法第31条の23において準用する法第5条第1項第5号又は第6号 |
| | 役員・管理者変更届出調査復命書（別記様式第21号） | 特定遊興飲食店営業役員・管理者変更届出調査復命書（別記様式第44号） |
| 第24条第1項 | 法第24条第2項各号 | 法第31条の23において準用する法第24条第2項各号 |
| | 規則第20条第3項 | 規則第88条第3項 |
| 第24条第2項 | 法第5条第1項第2号 | 法第31条の23において準用する法第5条第1項第2号 |
| 第25条第1項 | 規則第22条 | 規則第85条 |

（特定遊興飲食店営業者の認定に係る準用）

第67条 第26条から第33条までの規定は、特定遊興飲食店営業者の認定について準用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|------|----------|--------------------|
| 第26条 | 府令第5条第2項 | 府令第21条において準用する府令第5 |
|------|----------|--------------------|

| | | |
|--------------|--------------------------------------|--|
| | | 条第2項 |
| 第27条第1項 | 規則第25条 | 規則第93条 |
| 第27条第2項 | 特例認定申請調査復命書（別記様式第23号） | 特例特定遊興飲食店営業者認定申請調査復命書（別記様式第45号） |
| | 法第10条の2第1項 | 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項 |
| 第27条第3項 | 法第10条の2第1項第1号及び第2号並びに第3号の規定による規則第24条 | 法第31条の23において準用する法第10条の2第1項第1号及び第2号並びに第3号の規定による規則第92条において準用する規則第24条 |
| 第28条 | 規則第26条第1項 | 規則第94条第1項 |
| 第30条第1項 | 規則第26条第3項 | 規則第94条第3項 |
| | 特例不認定通知書（別記様式第24号） | 特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書（別記様式第46号） |
| 第30条第2項及び第3項 | 特例不認定通知書 | 特例特定遊興飲食店営業者不認定通知書 |
| 第31条 | 規則第21条において準用する規則第20条第1項 | 規則第89条において準用する規則第88条第1項 |
| | 特例風俗営業者に係る風俗営業者台帳 | 特例特定遊興飲食店営業者に係る特定遊興飲食店営業者台帳 |
| 第32条 | 規則第26条第3項 | 規則第94条第3項 |
| 第33条 | 規則第26条第3項において準用する規則第23条第1項後段 | 規則第94条第3項において準用する規則第23条第1項後段 |

（特定遊興飲食店営業に係る簿冊等の整備）

第68条 許可事務指導室長は、営業許可番号簿及び特例特定遊興飲食店営業者認定番号簿（別記様式第47号）を備え付け、それぞれ特定遊興飲食店営業に係る許可証及び認定証の交付状況を管理するものとする。

2 許可事務指導室長は、第64条において準用する第7条及び第8条の規定により特定遊

興飲食店営業に係る許可証を作成したときは、特定遊興飲食店営業者台帳（別記様式第48号）を2部作成し、1部を許可事務指導室において管理し、他の1部を当該許可証に係る署長に送付するものとする。

- 3 許可事務指導室長は、特定遊興飲食店営業者台帳の記載事項に変更等があったときは、その都度、必要な整理を行うものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第7節 深夜における酒類提供飲食店営業の届出

（深夜酒類提供飲食店営業開始届出書の受理に係る調査）

第69条 署長は、規則第103条第1項に規定する深夜における酒類提供飲食店営業営業開始届出書（以下「深夜酒類提供飲食店営業開始届出書」という。）を受理したときは、速やかに深夜における酒類提供飲食店営業開始届出調査復命書（別記様式第49号）により必要な調査を実施し、法第32条第1項に規定する技術上の基準への適合の状況、法第33条第4項の規定に基づく条例第13条の規定により深夜における酒類提供飲食店営業を営んではならないこととされる地域への該当の状況及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可の状況について確認するものとする。

（変更届出書の受理に係る調査）

第70条 署長は、規則第104条において準用する規則第42条第1項に規定する変更届出書を受理した場合において、当該変更届出書に記載された変更事項が法第33条第1項第2号及び第3号に係るものであるときは、前条の規定に準じて必要な調査を行い、その適合状況について確認するものとする。

第6章 営業者台帳の作成及び管理

第71条 署長は、店舗型営業届出確認書、無店舗型営業届出確認書、映像送信型営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書若しくは無店舗型電話異性紹介営業届出確認書（以下この条において「届出確認書」と総称する。）を交付し、又は深夜酒類提供飲食店営業開始届出書（以下この条において「開始届出書」という。）を受理したときは、速やかに届出確認書又は開始届出書及び添付書類のそれぞれの写しを許可事務指導室長に送付するものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項の規定により書類の送付を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる届出確認書又は開始届出書に応じて、それぞれ当該各号に定める営業者台帳（以下単に「営業者台帳」という。）を2部作成し、1部を許可事務指導室において管理し、他の1部を当該届出に係る署長に送付するものとする。

(1) 店舗型営業届出確認書 店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第50号）

- (2) 無店舗型営業届出確認書 無店舗型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第51号）
- (3) 映像送信型営業届出確認書 映像送信型性風俗特殊営業者台帳（別記様式第52号）
- (4) 店舗型電話異性紹介営業届出確認書 店舗型電話異性紹介営業者台帳（別記様式第53号）
- (5) 無店舗型電話異性紹介営業届出確認書 無店舗型電話異性紹介営業者台帳（別記様式第54号）
- (6) 開始届出書 深夜酒類提供飲食店営業者台帳（別記様式第55号）

3 許可事務指導室長は、営業者台帳の記載事項に変更等があったときは、その都度、必要な整理を行うものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

第7章 監督等

（標章の取り除きに係る審査等）

第72条 署長は、規則第50条第1項（規則第68条第3項において準用する場合を含む。）

又は規則第51条第1項に規定する標章除去申請書を受理したときは、標章除去申請調査復命書（別記様式第56号）により必要な調査を実施し、その結果に基づき、法第31条第2項若しくは第3項又は法第31条の16第2項の規定による標章（府令第10条に規定する標章をいう。以下同じ。）の取り除きに係る審査を行うものとする。この場合において、当該審査を行う際に疑義が生じたときは、その都度、生活安全企画課長と協議するものとする。

2 署長は、前項の審査の結果、標章を取り除くことが適当であると認めるときは、速やかに当該標章を取り除くものとする。

（無店舗型性風俗特殊営業等に係る違反広告物の除却）

第73条 署長は、法第31条の4第2項又は第31条の19第2項の規定により違反広告物（定められた区域以外において表示されたはり紙、はり札又は立看板をいう。以下同じ。）を除却する必要があると認めるときは、あらかじめ生活安全企画課長と協議した上で、これを除却するものとする。

2 署長は、違反広告物を除却したときは、違反広告物除却報告書（別記様式第57号）により、速やかに生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

（報告又は資料の提出要求）

第74条 法第37条第1項の規定による報告又は資料の提出の要求（以下単に「報告又は資料の提出要求」という。）は、報告・資料の提出要求書（別記様式第58号）により行うものとする。

- 2 署長が、報告又は資料の提出要求を行う場合にあっては、あらかじめ営業者名、報告を求める事項又は提出を求める資料及びその理由について、生活安全企画課長と協議するものとする。

(聴聞決定予定日の通知)

第74条の2 署長は、法第37条第2項の規定による風俗営業又は特定遊興飲食店営業の営業所への立入りを行った結果、法令違反があり、かつ公安委員会において制定している行政手続法に基づく処分基準(次項において「処分基準」という。)に照らして風俗営業の許可又は特定遊興飲食店営業の許可の取消しを行うことが適当と認めるときは、当該立入りの状況等を聴聞決定予定日通知上申書(別記様式第58号の2)に記載し、速やかに許可事務指導室長に法第4条第1項第8号ロ(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による聴聞決定予定日の通知に係る上申を行うものとする。

- 2 許可事務指導室長は、前項に規定する聴聞決定予定日通知上申書を確認し、処分基準に照らして風俗営業の許可又は特定遊興飲食店営業の許可の取消しを行うことが適当と認めるときは、速やかに聴聞決定予定日を定めた上で、聴聞決定予定日通知書(当該立入りを行った営業所が、風俗営業の営業所の場合にあっては別記様式第58号の3、特定遊興飲食店営業の営業所の場合にあっては別記様式第58号の4)を作成し、当該署長を經由して当該立入りが行われた日から10日以内に当該立入りを受けた者に聴聞決定予定日を通知するとともに、遅滞なく聴聞決定予定日通知書を交付するものとする。

- 3 前項の場合において、署長は、聴聞決定予定日通知書を交付したときは、受領書(丁)(別記様式第58号の5)を徴し、許可事務指導室長に送付するものとする。

(勧告)

第75条 規則第112条第2項に規定する勧告の理由を記載した書面は、勧告書(別記様式第59号)とする。

- 2 署長は、法第24条第5項又は法第31条の9第2項の規定による勧告を行う必要があると認めるときは、その必要性を疎明する書類に意見を付して生活安全企画課長を經由して生活安全部長に上申するものとする。
- 3 生活安全部長は、上申を受けた書類に基づき必要な審査を行い、勧告する必要があると認めるときは、生活安全企画課長に勧告書を作成させ、当該上申に係る署長に送付するものとする。
- 4 署長は、勧告書の送付を受けたときは、速やかに名あて人に交付するものとする。この場合においては、受領書(甲)を徴するものとする。

5 署長は、勧告書を交付したときは、その後における措置状況を確認し、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に報告しなければならない。

(指示)

第76条 規則第112条第1項に規定する処分のうち指示の理由を記載した書面は、指示書(別記様式第60号)とする。

2 署長は、法第25条、法第29条、法第31条の4第1項、法第31条の9第1項、法第31条の14、法第31条の19第1項、法第31条の24、法第34条第1項及び法第35条の4第1項の規定による指示を行う必要があると認めるときは、その必要性を疎明する書類に意見を付して生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

3 前条第3項から第5項までの規定は、指示について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「勧告書」とあるのは「指示書」と、同条第3項中「勧告」とあるのは「指示」と、同条第4項中「受領書(甲)」とあるのは「指示書等受領書(別記様式第61号)」と読み替えるものとする。

(措置命令)

第77条 規則第112条第1項に規定する処分のうち措置をとるべきことの命令(以下「措置命令」という。)の理由を記載した書面は、措置命令書(別記様式第62号)とする。

2 署長は、法第31条の10の規定による措置命令を行う必要があると認めるときは、その必要性を疎明する書類に意見を付して生活安全企画課長を経由して生活安全部長に上申するものとする。

3 第75条第3項から第5項までの規定は、措置命令について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「勧告書」とあるのは「措置命令書」と、同条第3項中「勧告」とあるのは「措置命令」と、同条第4項中「受領書(甲)」とあるのは「指示書等受領書(別記様式第61号)」と読み替えるものとする。

(処分移送通知書に基づく指示又は措置命令)

第78条 生活安全企画課長は、他の都道府県公安委員会から規則第56条(規則第62条第2項、規則第74条第2項及び規則第105条において準用する場合を含む。)に規定する処分移送通知書(以下単に「処分移送通知書」という。)の送付を受けたときは、法第31条の6第2項第1号、法第31条の11第2項第1号、法第31条の21第2項第1号若しくは法第35条の4第4項第1号の規定による指示又は法第31条の11第2項第2号の規定による措置命令の必要性を検討の上、その送付を受けた書類に意見を付して生活安全部長に上申するものとする。

2 第75条第3項から第5項までの規定は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書の送付を受けた場合における指示又は措置命令について準用する。この場合において、同条第3項から第5項までの規定中「勧告書」とあるのは「指示書又は措置命令書」と、同条第3項中「勧告」とあるのは「指示又は措置命令」と、「上申に係る署長」とあるのは「指示を行う無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業若しくは接客業務受託営業又は措置命令を行う映像送信型性風俗特殊営業の事務所の所在地を管轄する署長」と、同条第4項中「受領書（甲）」とあるのは「指示書等受領書（別記様式第61号）」と読み替えるものとする。

（営業の停止等）

第79条 署長は、法第8条、法第26条、法第30条、法第31条の5第1項及び第2項、法第31条の15、法第31条の20、法第31条の25、法第34条第2項、法第35条、法第35条の2及び法第35条の4第2項の規定による営業の停止、許可の取消し又は廃止（以下「営業の停止等」という。）を命じる必要があると認めるときは、生活安全警察関係の行政処分の事務取扱いに関する訓令（昭和48年徳島県警察本部訓令第25号）（以下「行政処分取扱訓令」という。）第2条に規定する行政処分上申書にその必要性を疎明する書類を添えて、生活安全企画課長を経由して本部長に上申するものとする。

2 生活安全企画課長は、公安委員会が営業の停止等の処分を決定したときは、当該処分の区分に応じて、生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号）第3条に規定する行政処分決定通知書（以下単に「行政処分決定通知書」という。）を作成し、当該上申に係る署長に送付するものとする。

3 署長は、行政処分決定通知書の送付を受けたときは、速やかに名あて人に通知するものとする。この場合においては、行政処分取扱訓令第3条第2項に規定する請書を徴するものとする。

4 署長は、行政処分決定通知書を通知したときは、その後における措置状況を確認し、生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

5 第2項から前項までの規定は、他の都道府県公安委員会から処分移送通知書の送付を受けた場合における法第31条の6第2項第2号及び第3号、法第31条の21第2項第2号及び法第35条の4第4項第2号の規定による営業の停止について準用する。この場合において、第2項中「上申に係る署長」とあるのは「営業の停止を行う無店舗型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業又は接客業務受託営業の事務所の所在地を管轄する署長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」という。）第5条第3項の規定により作成された風俗営業台帳、旧訓令第19条から第23条までの規定により保管する性風俗関連特殊営業に係る営業台帳及び旧訓令第30条の規定により保管する深夜における酒類提供飲食店営業台帳は、それぞれ第35条第1項の規定により作成された風俗営業台帳、第66条第1項第1号から第5号までの規定により作成された性風俗関連特殊営業に係る営業台帳及び同項第6号の規定により作成された深夜酒類提供飲食店営業台帳とみなす。

(徳島県警察事務専決規程の一部改正)

- 3 徳島県警察事務専決規程（昭和46年徳島県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年12月15日本部訓令第20号）

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日本部訓令第9号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日本部訓令第13号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月23日本部訓令第20号）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」という。）第35条第1項第1号の規定により作成された風俗営業台帳、旧訓令第66条の規定により作成された性風俗関連特殊営業に係る営業台帳及び深夜酒類提供飲食店営業台帳は、それぞれ第35条第1項第1号の規定により作成された風俗営業台帳並びに第71条の規定により作

成された性風俗関連特殊営業に係る営業者台帳及び深夜酒類提供飲食店営業者台帳とみなす。

附 則（令和元年7月1日本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月12日本部訓令第14号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年12月24日本部訓令第29号）

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第2条中別記様式第49号の改正規定は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日本部訓令第31号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和3年3月30日本部訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年3月30日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令の施行の際に現にこの訓令による改正前の訓令の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の訓令の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令による改正前の訓令に規定する様式による書面については、この訓令による改正後の訓令に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則（令和6年3月28日本部訓令第19号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の手続取扱いに関する訓令、質屋営業法の手続取扱いに関する訓令、警備業法の手続取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手続取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手続取扱いに関する訓令(以下「旧訓令」という。)の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令、古物営業法の手続取扱いに関する訓令、質屋営業法の手続取扱いに関する訓令、警備業法の手続取扱いに関する訓令、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の手続取扱いに関する訓令及び探偵業の業務の適正化に関する法律の手続取扱いに関する訓令(以下「新訓令」という。)の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この訓令の施行の際現に旧訓令の規定により作成された台帳は、新訓令の規定に基づき作成されたものとみなす。

4 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年8月20日本部訓令第28号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年8月20日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の生活安全警察関係の行政処分の手続取扱いに関する訓令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令及び警備業法の手続取扱いに関する訓令(以下「旧訓令」と総称する。)の規定に基づいて作成されている書面は、改正後の生活安全警察関係の行政処分の手続取扱いに関する訓令、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令及び警備業法の手続取扱いに関する訓令の規定に基づいて作成された書面とみなす。

3 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和7年3月25日本部訓令第15号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年5月26日本部訓令第23号)

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。

附 則（令和 7 年11月20日本部訓令第31号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 7 年11月28日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令の第 1 条による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令（以下「旧訓令」という。）の規定に基づいて作成されている書面は、この訓令の第 1 条による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の事務取扱いに関する訓令の規定に基づいて作成された書面とみなす。
- 3 旧訓令に基づく様式は、改正後、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

※別記様式省略